

令和7年度つくば市展示会出展支援補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、販路拡大に取り組む中小企業者等及びつくばクオリティの認定事業者に商品等の宣伝又は商談のために展示会に出展する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、販路拡大を促進し、本市産業の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次に掲げるものであって、市内に本店又は主たる事業所を有する法人並びに市内に住所及び主たる事業所を有する個人をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(2) つくばクオリティ認定事業者

商品等について、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱（令和2年つくば市告示第631号）第8条第1項の規定により認定を受けている者をいう。

(3) 展示会

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 主催者が開催期間等を規定する展示会等で製品等の宣伝又は商談を目的とするものであること。

イ 出展者が出展小間を有する展示会等であること。

ウ 複数の出展者が参加する展示会等であること。

エ 販売を主たる目的とする展示会等でないこと。

オ 令和7年度つくば市展示会出展支援補助金（以下「補助金」という。）を申請する者自らが主催し、又は運営に携わる展示会等でないこと。

(3) 補助事業者

補助金の交付決定を受けて補助事業を行う中小企業者等又はつくばクオリティ認定事業者をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれにも該当する中小企業者等であること。

ア 製品の特徴的な部分の全てを自ら開発又は生産した製品等を、国内又は国外で開催される展示会に出展するものであること。

イ 一の年度において展示会出展支援補助金を受けていないこと。

ウ 市税の滞納がないこと。

(2) 次のいずれにも該当するつくばクオリティの認定事業者であること。

ア つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第8条第1項の規定による認定を受けている製品等を、国内又は国外で開催される展示会に出展するものであること。

イ 一の年度において補助金の交付を受けていないこと。

ウ 市税の滞納がないこと。

(補助金の対象経費及び額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる経費の総額の2分の1以内の額、つくば市産業創出支援補助金（令和2年度以降）及び令和6年度つくば市展示会出展支援補助金において、合計3回以上の交付を受けている者は、次に掲げる経費の総額の3分の1以内の額とし、国内で開催される展示会の場合は30万円、国外で開催される展示会の場合は50万円を上限とする。

(1) 展示会に係る出展小間料（一の年度において一の展示会に係る出展小間料に限る。）

(2) 2人分を限度とする国外線の航空旅客運賃のうち次のいずれにも該当するもの。

ア 通常の経路及び方法によるものであること。

イ エコノミークラスで往復するものであること。

ウ 2人が同一の経路によるものであること（2人分の航空旅客運賃を補助対象経費とする場合に限る。）

エ 一の渡航で複数の展示会に出展する場合にあっては、最初の展示会の会場までの航空旅客運賃及び最後の展示会の会場からの航空旅客運賃（これらの航空旅客運賃のうち展示会出展支援補助金の交付の趣旨を踏まえ不相当と認められるものを除く。）であること。

- (3) 国外線の燃油特別付加運賃
- (4) 国外線の航空保険特別料金
- (5) 情報掲載料（企業情報、製品等の情報掲載費用に限る。）
- (6) 通訳、翻訳に係る費用（補助金を申請する展示会に使用するものに限る。）

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 次に掲げる方法で支払われたものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 現金支払い（1 取引税抜き 10 万円以下の旅費を除く。）
- (2) 小切手又は手形による支払い
- (3) クレジットカード及び電子商取引での支払い（補助対象期間中に引き落としが確認できる場合を除く。）

（補助金の交付の申請）

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる全ての書類を添付し、4月1日から翌年2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 出展状況を明らかにする書類
- (2) 事業計画書
- (3) 行程表（国外で開催される展示会に出展する場合に限る。）
- (4) 法人登記事項証明書の写し（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。）又は、個人事業の開業届出書の写し
- (5) 最新の決算書の写し（個人にあたっては確定申告書の写し）
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請日以前30日以内に発行されたものに限る。）

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定に、次に掲げる交付条件を付するものとする。

(1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。

(2) 補助金の内容を明確にするため、実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。

(3) つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号)及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。

(4) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要項の規定を遵守すること。

(変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書及び提出書類に記載された事項について変更が生じたときは、速やかに補助事業変更申請書(様式第4号)に見積書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額又は補助事業期間の変更を伴わない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業変更承認書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第6号)に収支決算書及び支出を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、支出を証する書

類については他事業の取引と混合して支払いが行われており区別がつかないものは対象外とする。

2 前項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 宣伝又は商談状況の概要書
- (2) 出展状況を示す写真又は画像

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
 - (2) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
 - (3) 補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
 - (4) 第6条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる交付条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項各号(第3号を除く。)の要件のいずれかに該当したときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部

の返還を命じることができる。

附 則

(施行期日等)

この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。